

ゆもと通信

第4号

発行：長門市 経済観光部 成長戦略推進課

地域の皆さんと一緒に進める観光まちづくりのために、景観や交通に関わる大切な情報をお伝えます。

第4回 景観&交通 住民ワークショップを開催しました!

長門湯本温泉は“より良い温泉街”を目指すために

右岸(恩湯側)は「歩行者専用」、左岸(線路側)は「歩車共存」

「歩ける温泉街」にしていくことの方向性を確認しました!

●日時:平成30年5月20日(日)13~15時 ●場所:湯本温泉旅館協同組合 2階 会議室

●議論のポイント:

1. 長門湯本温泉景観ガイドラインの運用について [(株)アルセッド建築研究所 益尾孝祐氏]

2. 温泉街のエリア交通計画について [(株)日本海コンサルタント 片岸将広氏]

- ・主な論点についての意見交換を行い、3つのグループに分かれ、たくさんの意見を頂きました。

※意見交換の内容は4~5ページにまとめていますので、是非ご覧下さい!



A グループの様子



B グループの様子



C グループの様子

次回 第5回ワークショップの開催のお知らせ

本年度のワークショップは全部で3回を予定しています。
次回のワークショップは以下のとおり開催します。

お誘い合わせのうえ是非ご参加ください!!

●日時:平成30年7月16日(月祝)13~15時

●場所:湯本温泉旅館協同組合 2階 会議室



カードで楽しく意見交換

1. エリア交通計画とは？

長門湯本温泉観光まちづくり計画（平成28年8月）

音信川の景観を活かし、そぞろ歩きできる温泉街の形成を目指すため、地域住民や商店等の道路利用との調和について、検証を重ねながら課題解決策を検討

ハード整備による環境変化

- 恩湯の建て替えと広場づくり
- 駐車場～音信川をつなぐ道づくり
- 道路や河川の利活用など

道路交通面の課題

- 狭い歩行空間、歩く魅力の不足
- 通過するだけのクルマの存在
- 慢性的な路上駐車発生など

長門湯本温泉エリア交通計画（平成30年中に策定予定）

「歩ける温泉街」=人中心の道路空間により地域の魅力を向上

2. 「歩ける温泉街」とする意義とは？

「歩ける温泉街」が地域の将来を担います！

「歩行者専用あるいは優先」とすることで、そぞろ歩きができる魅力的なエリアになります。

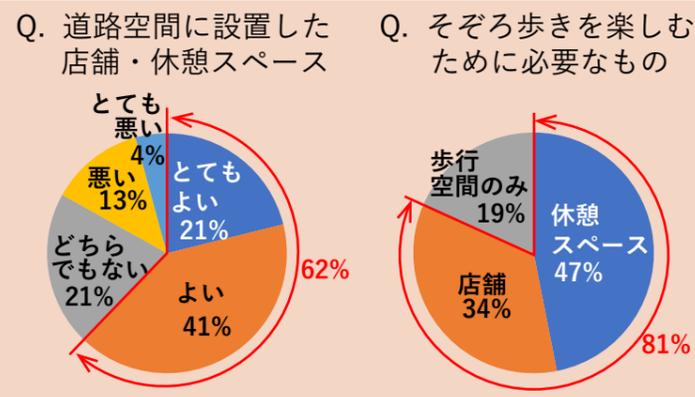
そぞろ歩きで買い物や飲食などができるエリア=商売したい、出店したいエリアになります。

外からの移住や新規出店が増えます。

「歩ける温泉街」は地域の方々が将来にわたって暮らせる、生活環境の基礎となります。



歩きながら消費できるエリア



3. 「エリア交通計画」作成に向けた5つの論点

論点① 歩きたくなる魅力の創出

道路や河川の利活用、魅力的なお店や体験等の誘致により、歩きたくなるまちに変えていく必要がある。

音信川沿いの道のどこをどのように活用するのか？

論点② クルマ中心から歩行者(人)中心への再編

「歩車共存」の考え方を基本に、安心して歩ける道路空間に変えていく必要がある。

クルマの通行を認めつつ、いかに人中心とするのか？

論点③ 慢性的な路上駐車対策

路上駐車が歩きやすさや景観を阻害していることから、これまでの慣習を変えていく必要がある。

路上駐車解消・防止と荷捌き対策は？

論点④ 駐車需要への対応・駐車場の管理運営

新設駐車場を含む比較的大きな駐車場をエリア全体の公共的駐車場と捉え、満空情報等クルマでの来街者に対する適切な案内等を行う必要がある。

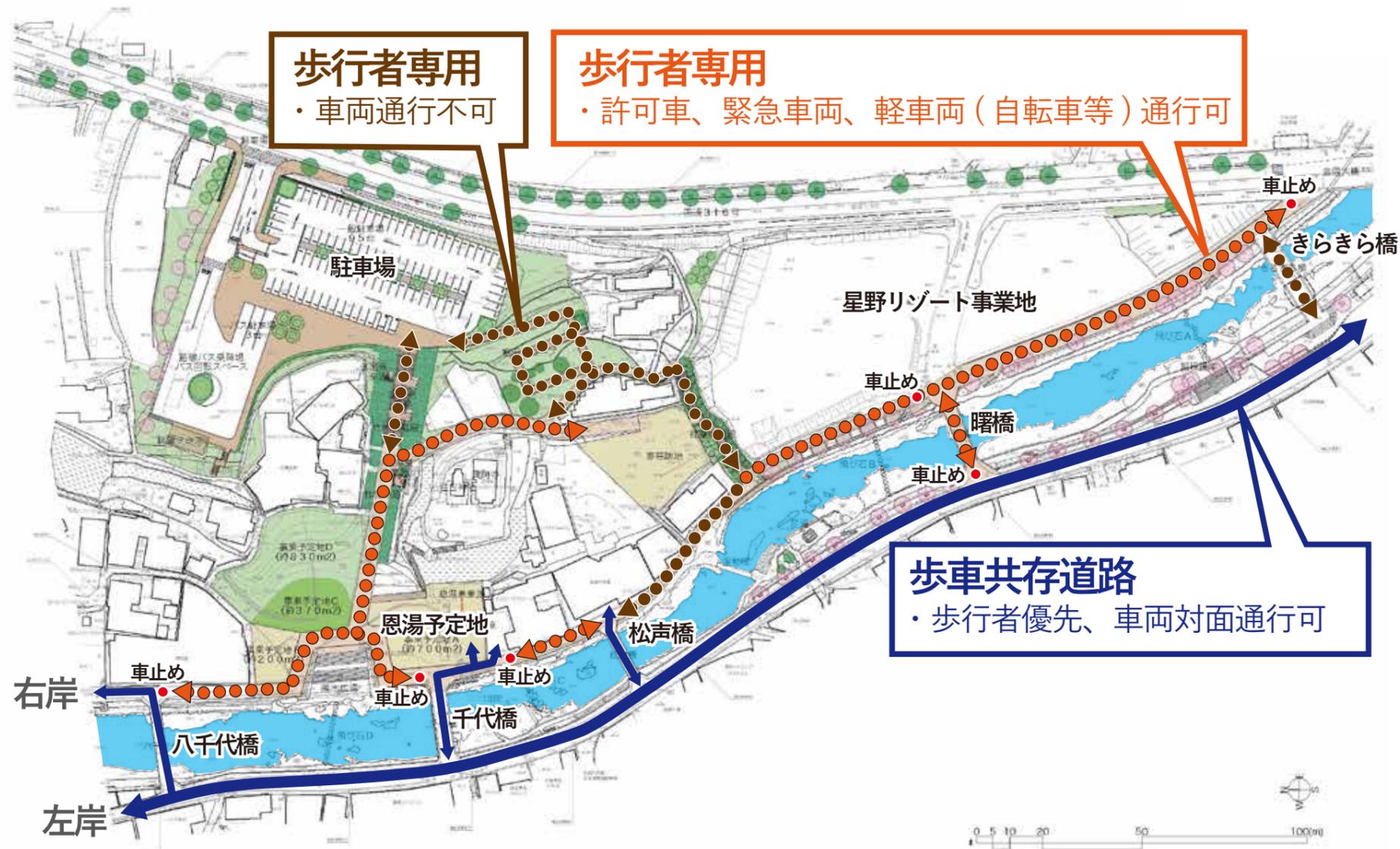
誰が管理運営していくのか？システムやコストは？

論点⑤ 回遊を支援するモビリティ(移動手段)

長門湯本温泉を起点とする大寧寺・三ノ瀬・門前・長門市街・仙崎間の回遊を支援するため、新しく魅力のあるモビリティの導入を検討する必要がある。

どのようなモビリティの導入が考えられるのか？

4. 人中心の道路空間構成(案)【論点①と②】



全体的な方向性、右岸(恩湯側)道路・左岸(線路側)道路の考え方について賛同を得ました！

ワークショップでの主な意見

- 恩湯前は安全にUターンできる工夫が必要
- 右岸側は緊急車両や許可車の通行が必要
- 歩行者空間を分かりやすくする工夫が必要
- 路上駐車対策が必要
- 荷捌き等で停車するクルマのスペースが必要
- 駐車場への誘導や路上駐車禁止などの案内サインの充実が必要
- 郵便局側は温泉街の入口としてのわかりやすさが必要
- クルマのスピードを下げさせる工夫が必要
- 国道316号との交差部の安全対策が必要
- 電柱を地下に埋めて道路を広くするべき

将来のイメージ



右岸(恩湯側)道路イメージ



左岸(線路側)道路イメージ



左岸(線路側)道路の舗装デザインイメージ

5. 路上駐車対策【論点③】

以下の5つの対策を今後検討していきます。

対策① 新設駐車場など公共的駐車場への誘導

対策② 駐車禁止の規制導入（荷捌きなどの「停車[※]」はOK）

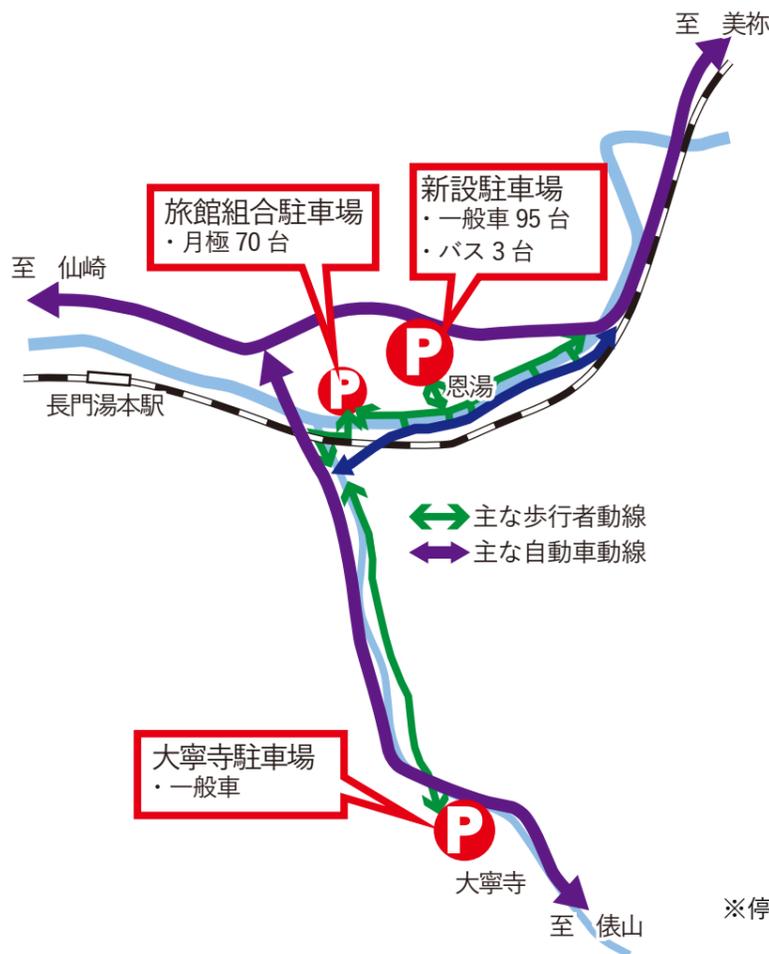
対策③ 各自の車庫への駐車徹底

対策④ ベンチや花壇の設置による路上駐車防止

対策⑤ 民地側での荷捌きスペースの確保



6. 来街者の駐車需要への対応方針【論点④】



自動車は駐車場に停めて
温泉街を歩いて楽しもう！

〈基本的な考え方〉

- ◆ 宿泊者の駐車場は各旅館で確保
- ◆ 日帰り客、一部旅館不足分、団体バス待機などは比較的大規模な駐車場に対応
- ◆ 音信川沿いの道路は、生活者や商業者の通行に限定
- ◆ 音信川沿いの道路での路上駐車は禁止（各自で駐車場を確保）（荷捌きや乗降などの停車[※]は可）

※停車…荷捌きなどで車が停止した状態のことです。運転手がその場を離れ直ちに運転できない状態は駐車となる恐れがあります。

7. 回遊を支援するモビリティ【論点⑤】

長門湯本温泉への来街者のほとんどが自家用車であることや、旅館組合等が実施する送迎サービスの利用実態を踏まえ、どのようなニーズがあるのかを調査・把握したうえで、新たなモビリティの必要性を検討します。

※今年度は実態把握や事例調査を行い、次年度以降の導入可能性等を検討予定



電動カート(石川県輪島市)



レンタサイクル(電動アシスト)

今後の流れ

第5回住民ワークショップ開催

日時：平成30年7月16日（月祝）13～15時
場所：湯本温泉旅館協同組合 2階 会議室

社会実験（9月実施予定）

第6回住民ワークショップ開催 （11月開催予定）

皆様からのご意見
お待ちしております！

景観ガイドラインや歩ける温泉街づくりに向けたご意見などを募集しています！是非こちらまでお聞かせ下さい！

長門市 経済観光部 成長戦略推進課
TEL：0837-23-1234 FAX：0837-22-6345

ホームページでもお伝えしています

長門湯本のまちづくりに関わる様々なニュースはインターネットでも公開しています。是非ご覧下さい。

湯本みらいプロジェクトHP
<http://www.yumoto-mirai.jp>



8. 景観ガイドラインの実現に向けた取り組みの進め方

■景観ガイドラインが完成しました！

長門湯本温泉景観ガイドラインが完成し、全戸配布されました。今後、建物・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外見を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更を行う場合、市に届出をして景観ガイドラインのルールと適合しているかを協議することが必要となります。景観ガイドラインは大切に保管してください。

■湯本・門前・三ノ瀬で景観重点地区を目指しましょう！

現状の景観ガイドラインは法的拘束力が無い状態です。長門市としては、景観計画において、湯本・門前・三ノ瀬地区を景観重点地区として位置づけ、ガイドラインの最低限守るルールが守られないとき、法的に条例で位置づけて対応したいと考えています。今後、湯本・門前・三ノ瀬の自治会毎に説明会を開催し、意見交換していきます。

■音信川沿いと竹林の階段沿いは景観協定を検討します！

今後、多くの民間投資が見込まれる音信川沿いと竹林の階段沿いでは、景観協定の締結を検討します。協定地区では町並み委員会協議を開催し、届出前に民衆で協議を行う仕組みを目指します。また、景観法で縛れない「性風俗」、推奨ルールとして位置付けている「あかりの色温度」、「非自家用広告の規制」、「あかりの点灯時間」等を協定で別途規制する項目を考えていきます。

重点地区と協定地区(案)

景観重点地区 (湯本・門前・三ノ瀬)

新築・改築などの工事を特定届出対象行為として長門市の条例で位置付け。

景観ガイドラインの「最低限守るルール」を確認

景観協定地区 (音信川・竹林階段沿い)

町並み委員会協議と追加規制項目を地域の自主的ルールである景観協定として位置付け

- ・性風俗の用途規制
- ・あかり色温度、点灯時間
- ・非自家用広告の規制



性風俗の用途規制



あかりの色温度(電球色に!)



あかりの点灯時間



非自家用広告の規制

景観ガイドラインQ&A～こんなときはどうするの?～

Q1. 外壁の簡単なペンキ塗りを、工務店に頼まず自分でしようと思います。

A1. ご自分で工事をされる場合も届出が必要な場合があります。まずは、お問い合わせや事前相談をお願いします。

Q2. 今の建物はどうしたらいいですか?すぐに直さなくちゃいけないの?

A2. すぐに工事をする必要はありません。将来、リフォーム工事などをするタイミングで、景観ガイドラインを参考にしてください。

ご質問・相談は都市建設課(TEL 23-1152)まで!